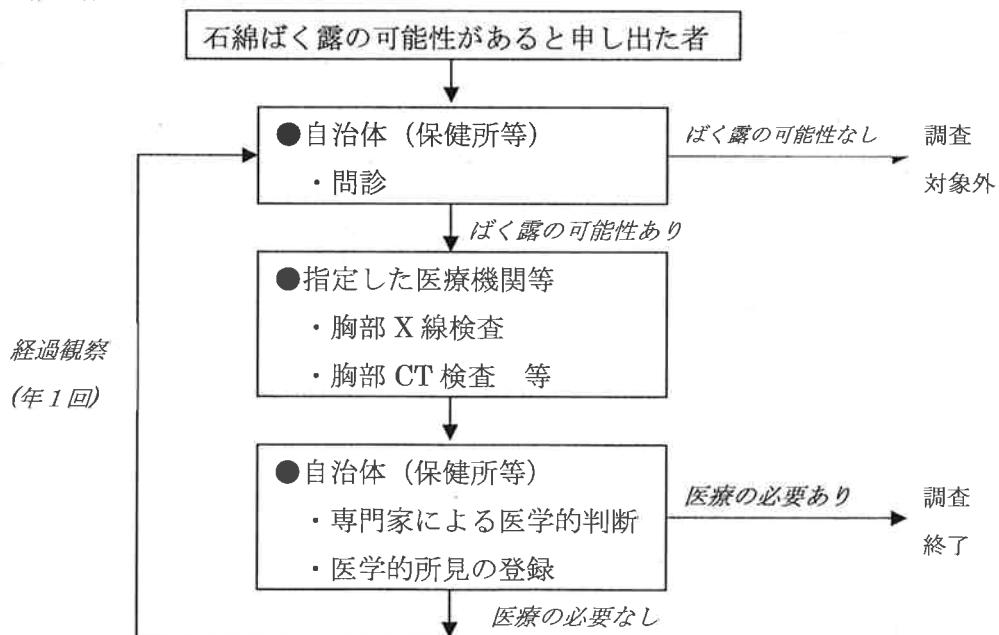


健康リスク調査事業の基本的考え方（案）

平成 18 年 7 月

今年度環境省では、一般環境経由による石綿の健康被害の可能性があったとの報告があった 3 地域（大阪府泉南地域、尼崎市、鳥栖市）において、石綿ばく露の可能性のあった者を対象として、問診、胸部 X 線及び胸部 CT 検査等を実施し、医学的所見の有無と健康影響に関する知見を収集することで、石綿ばく露の地域的広がりや石綿関連疾患の発症リスクに関する実態把握を行い、対象地域住民への健康増進に資することとしている。本調査では、受診者の経過観察を実施して経年的な石綿ばく露に関する医学的所見を蓄積していくことを考えており、平成 19 年度以降についても当面の間、継続して予算要求において委託費を計上していくこととしている。

<調査の概要図>



<調査対象者について>

調査対象者については、地域間の格差をなくすため、原則的に下記①～③を全て満たす者を自治体の広報等で募集することとする。

- ① 現在対象地域に居住している者
- ② 石綿取扱施設の稼働時期に、対象地域に居住していた者
- ③ 本調査の主旨を理解し、調査の協力に同意する者

また、これまで既に医療機関等で同様の検査を実施している者についても、希望があれば受け入れても良い。

なお、委託費の上限や地域の特異性など、各自治体により事情は異なることから、調査対象者を若干広げたり、絞り込むなど多少の変更は妨げない。

<問診による調査対象からの除外>

保健師による詳細な問診において、関連疾患歴、居住歴、通学歴、本人・家族の職歴からでも、ばく露可能性に関する所見が全く見られない者については、「ばく露の可能性なし」と判断し、本調査対象から除外する。

<医学的所見による振り分けの考え方>

各自治体の専門家により医学的所見を確認し、経過観察とするか調査終了とするかについては、下記の考え方に基づくものとする。

- ① 石綿健康被害救済法の対象疾病となった者は、その時点で調査終了とする。
- ② 石綿ばく露に関する医学的所見が認められる者のうち、医療の必要がないと判断された者は、経過観察とする。
- ③ 石綿ばく露に関する医学的所見が認められる者のうち、医療の必要があると判断された者は、調査終了とするが、治療終了後に経過観察者に含めることは妨げない。
- ④ 石綿ばく露に関する医学的所見が認められない者のうち、医療の必要がないと判断された者は、経過観察とする。
- ⑤ 石綿ばく露に関する医学的所見が認められない者のうち、他の疾病により医療の必要があると判断された者は、調査終了とするが、治療終了後に経過観察者に含めることは妨げない。

なお、③と⑤については、できる限り調査対象者に同意を得た上で、治療経過等の把握に努める。

<その他>

本調査は、中皮腫や肺がんの他、胸膜肥厚斑、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚などの石綿ばく露に関する所見について、医療が必要とならない限りにおいて、年1回の経過観察によるフォローアップを行い、石綿関連所見に関するデータを蓄積し、解析することが目的であることに十分留意しながら進めるものとする。

また、調査を実施するにあたり、疑義等が生じた場合は、当該自治体と環境省との間で協議して決定するものとする。